

平成 23 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ー サ ム
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 剛
JASDAQ コード 8890
問 合 せ 先 取締役管理本部長 松 倉 信 行
電 話 03 (5157) 8881

決算期変更と、それに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 23 年 11 月 25 日開催予定の第 20 期定時株主総会において、下記に記載の「定款の一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在：毎年 8 月 31 日（事業年度 毎年 9 月 1 日から 8 月 31 日まで）

変更案：毎年 3 月 31 日（事業年度 毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで）

なお、決算期変更の経過期間となる第 21 期は、平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 7 ヶ月決算となる予定です。

2. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から 8 月 31 日までとしておりますが、多くの法人顧客や金融機関等と同じ 3 月 31 日に決算期を変更することにより、当社の顧客の不動産購入資金需要に対して金融機関からの融資実行が多い時期、及び法人等が資産売却や処分をする取引量が多い時期に、当社の取引実行のタイミングを合わせることで、当社の販売と仕入れの機会を増大させ、当社の業績向上を図ることを目的としております。

3. 定款の一部変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会 （定時株主総会の基準日） 第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>8</u> 月 31 日とする。 （略） 第7章 計算 （事業年度） 第36条 当社の事業年度は、毎年 <u>9</u> 月 1 日から翌年 <u>8</u> 月 31 日までとする。 （剰余金の配当等） 第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>8</u> 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	第3章 株主総会 （定時株主総会の基準日） 第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。 （略） 第7章 計算 （事業年度） 第36条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から翌年 <u>3</u> 月 31 日までとする。 （剰余金の配当等） 第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>3</u> 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

現行定款	変更案
2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>2</u> 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 （新設）	2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 附則 <u>第1条</u> <u>第36条の規定にかかわらず、第21期事業年度は、平成23年9月1日から平成24年3月31日までの7ヶ月間とする。</u> <u>第2条</u> <u>前条および本条は、第21期事業年度経過後に、これを削除する。</u>

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成 23 年 11 月 25 日（金曜日）予定

定款変更の効力発生日：同上

5. 今後の見通し

第 21 期（平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）の業績予想につきましては、本日開示の平成 23 年 8 月期決算短信をご参照ください。

以上